

平成 30 年度神戸市西区広報動画作成業務 仕様書

1. 件名

平成 30 年度神戸市西区広報動画作成業務

2. 業務目的

西区の特色や観光地に焦点をあてた動画を制作し発信することで、神戸市内外の方に西区について知ってもらい「訪れたいまち」のイメージアップを図ることを目的とする。

3. 業務内容

提案した企画をもとに 3 分程度の動画を、作風の異なるもの（ターゲット別、目的別等）を複数本（本編）と 15～30 秒程度のダイジェスト編制作し、成果物として納品する。動画の本数は、複数本であれば問わない。

作風は、西区プロモーション動画（「9. 参考資料」）に縛られることなく、自由な発想のもと、「視聴者の記憶に残る」・「くすっと笑える」・「口ずさみたくなる」など、視聴者を惹きつけるオリジナリティあふれたものとし、「思わず人に話したくなる」・「ブームになる」など、話題性が生まれるようなものとする。

あわせて、原則、事業者で動画の広報も行う（インターネット広告、メディア掲載、SNS 掲載、ポスター掲示等）。

4. 動画

- (1) 画角は 16 : 9、画質のクオリティについてはフルハイビジョンとする。ただし、大型ビジョンにて放送する事に対応できるようにすること。
- (2) 映像内容については、まちづくり課が指定するものに加えて、受託者が取材資料などを収集し、企画・提案を行い適時まちづくり課と企画会議をおこなうものとする。
- (3) 事前調査、取材交渉、撮影許可手続きを事前に行い撮影すること。
- (4) 取材にかかる、取材費、交通費、取材に関する謝礼等を必要に応じて支払うこと。
撮影した映像素材は、市の広報媒体や市政プロモーション映像などで使用するアーカイブ映像であるため、さまざまなアングル、サイズで撮影し、行事のみならず、周辺の様子等も撮影すること。
- (5) 撮影した映像にテロップ、ナレーション、音楽を挿入するなど見やすく工夫して編集すること。
- (6) 撮影素材は記録媒体（DVDメディア）で、編集後の動画はWMV、MP4、DVDビデオ形式でまちづくり課へ納品する。
- (7) 映像撮影を行うカメラマンは、地上波テレビ番組制作の撮影実績を有するもの、もしくは相当以上の技能を有するものとし、業務実績を提出すること。
- (8) 緊急的な撮影・編集にも対応できるような撮影・編集体制を確保すること。
- (9) 難聴の方への対策や、音声の出せない場所での使用に対する工夫をすること。

5. 出演者

話題性が生まれるような動画作成のための出演者又はナレーションの選定を検討すること。出演に関する事項（選定、交渉や出演料等）については、原則、事業者で行うこと。

6. 著作権

撮影素材及び成果物の著作権は、納品後は神戸市に帰属する。

7. 履行期日

原則として、平成 31 年 2 月中に成果物を納品し、3 月末までに動画の広報を完了させること。

8. その他

業務内容に記載されていない事項については、必要に応じてまちづくり課と受託事業者で協議のうえ、決定するものとする。

9. 委託業務の履行場所、作業場所

神戸市内各所、及び事業者の事務所

10. 参考資料

西区役所ホームページトップ

<http://www.city.kobe.lg.jp/ward/kuyakusho/nishi/midokoro/index.html>

西区プロモーション動画「FARM CITY 西区」（平成 29 年度作成）

<http://www.city.kobe.lg.jp/ward/kuyakusho/nishi/midokoro/channel.html>

西区マスコットキャラクター「神戸ウエストン」メニューページ

<http://www.city.kobe.lg.jp/ward/kuyakusho/nishi/shoukai/character/>

西区計画

<http://www.city.kobe.lg.jp/ward/kuyakusho/nishi/keikaku/>